

# 平成29年度に行う検査の対象について（案）

1. 第4回WGにおける議論及び座長の取りまとめを踏まえ、全ての基幹統計調査を対象として「見える化状況検査（標準検査）」を実施することとする。
  2. 1月27日の横断的課題検討部会における西村部会長からの検討依頼を踏まえ、欠測値、外れ値に関する原則的な対応について、企業・事業所を対象とする基幹統計調査を対象に報告・ヒアリングを行い、実態の整理を行う。
  3. 統計改革の基本方針における別紙Ⅰの推進に資する観点から、「建築着工統計調査」の「補正調査」について「標本設計」の検査を行い見直し内容を提案する。
- ※ 2月23日の基本計画部会・横断的課題検討部会（合同開催予定）において、ステークホルダーの意見を聞く機会を設ける予定。その意見を聞いた上で、横断的課題検討部会において検査の対象等を決定する。